け鳥取県

令和3年度

外国人材から選ばれる鳥取県

企業支援補助金

県内企業等の外国人材の受入れのための体制整備(社内 多言語化・日本語学習普及、技能実習指導員講習等の受 講)を支援します!



社内多言語化や日本語学習の普及支援

社内の多言語化や日本語学習に関する取組を支援します。(対象事業1~3のうち、1つのみの実施や、複数の取組の組み合わせのいずれも可能です。)

【対象事業】

1 社内多言語化のための翻訳経費補助(補助限度額:2万5千円)

業務マニュアル、社内掲示物などの翻訳料を補助 【補助対象経費】翻訳料

2 日本語学習教材の普及補助(補助限度額:1万円)

外国人就労者の日本語学習のための見本書籍購入費を補助 【補助対象経費】書籍購入費

3 日本語学習支援補助(補助限度額:20万円)

外国人就労者のための日本語学習会を実施する際の経費を補助

【補助対象経費】講師謝金、講師の交通費、資料のコピー代、役務費(電話代、郵送代など)、 会場使用料など

【補助対象事業者】**県内に就労場所を有する事業者(企業のほか、農林水産業者、** 個人事業主を含む)、県内に事業所を有する監理団体

【補助率】2分の1

技能実習指導員・生活指導員講習の 受講支援

技能実習指導員又は生活指導員講習の、受講経費の一部を支援します。※技能実習責任者講習は対象外。

【補助限度額】5千円/1人(1事業者あたり技能実習指導員・生活指導員とも1人まで)

【補助対象経費】講習会の受講料

【補助対象事業者**】県内に就労場所を有する事業者(企業のほか、農林水産業者、** 個人事業主を含む)

【補助率】 2分の1

【補助金の流れ】

| 項目 | 実施者 | 時期 | 内容·注意事項等 |
|-------------|-----|---|---|
| ①補助金交付申請書提出 | 申請者 | 事業開始日まで | 事業開始日までに、補助金交付申請書、事業計画書、収 支予算書を作成し、県雇用政策課へ提出してください。 |
| ②補助金交付決定 | 県 | ①の受付後30日以 内 | 提出された書類を県雇用政策課で審査し、交付決定(又は不決定)します。 |
| ③補助金事業の実施 | 申請者 | 交付決定後~ 令和4年3月31日 | 交付決定後に、事業を開始してください。 |
| ④補助金実績報告書提出 | 申請者 | 事業終了後20日を 経過する日まで又は 令和4年4月20日 のいずれか早い日 | 事業が完了したら、補助金実績報告書、事業報告書、収支 決算書、口座振込依頼書を作成し、支出の根拠書類(領 収書の写し等)を添えて、県雇用政策課へ提出してください。 |
| 多補助金額の確定 | 県 | ④の受領・審査後、 速やかに | 提出された実績報告書を県雇用政策課で審査し、補助金 額を確定します。 |
| ⑥補助金支払 | 県 | 確定通知送付から 2週間程度 | 補助金を口座に振り込みます。 |

【提出書類】

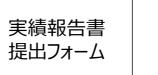
提出書類はホームページ(https://www.pref.tottori.lg.jp/291779.htm) からダウンロードしてください。 こちらからダウンロードしてください



【書類の提出先】*以下のいずれかの方法で提出してください。

○**電子申請の場合・・・**以下のフォームから、書類を提出して下さい。 (各フォームのURLは上記ホームページにも掲載しています。)







○郵送の場合・・・以下の「提出・問合せ先」まで郵送してください。

【補助金申請にあたっての留意事項】

- ※事業開始前に交付申請書をご提出ください。
- ※消費税分は補助対象経費となりませんので、交付申請の際は税抜きの額で申請してください。
- ※補助金は精算払となります。
- ※実績報告書をご提出いただく際に、支出が分かる書類(領収書の写し)を添付していただきますので、 事業に関する領収書等は必ず保管しておいてください。

【提出・問合せ先】

鳥取県商工労働部雇用人材局 雇用政策課 障がい者・外国人就労支援室

〒<u>68</u>0-8570 鳥取市東町1-220

電話: 0857-26-7699 ファクシミリ: 0857-26-8169

電子メール: koyouseisaku@pref.tottori.lg.jp

